

別表第1（第2条関係）

輸送コスト支援事業（移出）の品目分類表

大分類	中分類	小分類	内容例示
農 水 産 品	麦	大麦	大麦
		小麦	小麦
		その他の麦	裸麦、えん麦、ライ麦、精麦
	米	米	もみ、玄米、精米
	とうもろこし	とうもろこし	とうもろこし
	豆類	豆類	大豆、小豆、えんどう
	その他雑穀	雑穀	あわ、ひえ、マイロ
	野菜・果物	いも類	甘しょ、馬鈴しょ
		野菜類	大根、キャベツ、きのこ
		果物類	りんご、くり、バナナ
	綿花	綿花	綿花
	その他農産品	麻	大麻
		油脂用作物	菜種、ごま、採油用大豆
		その他の工芸作物	砂糖きび、コーヒー豆、とうがらし
		他に分類されない農産品	花き、種子
	羊毛	羊毛	羊毛
	その他畜産品	鳥獣肉	牛肉、豚肉、鶏肉
		鳥獣類	牛、豚、鶏
		未加工乳	未加工乳
		鳥卵	鶏卵
		動物性粗繊維・原皮・原毛皮	動植物性粗繊維（原羽毛、獣毛）
他に分類されない畜産品		犬、猫、天然はちみつ	
水産品	魚介類（生鮮、冷凍もの）	魚介類、魚のフィレその他の魚肉（生鮮、冷蔵、冷凍のもの）	

別表第2（第2条関係）

輸送コスト支援事業（移入）の品目分類表

大分類	中分類	小分類	内容例示
農 水 産 品	麦	大麦	大麦
		小麦	小麦
		その他の麦	裸麦、えん麦、ライ麦、精麦
	米	米	もみ、玄米、精米
	とうもろこし	とうもろこし	とうもろこし
	豆類	豆類	大豆、小豆、えんどう
	その他雑穀	雑穀	あわ、ひえ、マイロ
	野菜・果物	いも類	甘しょ、馬鈴しょ
		野菜類	大根、キャベツ、きのこ
		果物類	りんご、くり、バナナ
	綿花	綿花	綿花
	その他農産品	麻	大麻
		油脂用作物	菜種、ごま、採油用大豆
		その他の工芸作物	砂糖きび、コーヒー豆、とうがらし
		農産加工品	なわ、むしろ、稲わら、麦わら
		他に分類されない農産品	花き、種子
	羊毛	羊毛	羊毛
	その他畜産品	鳥獣肉	牛肉、豚肉、鶏肉
		鳥獣類	牛、豚、鶏
		未加工乳	未加工乳
		鳥卵	鶏卵
		動物性粗繊維・原皮・原毛皮	動植物性粗繊維（原羽毛、獣毛）
		他に分類されない畜産品	犬、猫、天然はちみつ
水産品	魚介類（生鮮、冷凍もの）	魚介類、魚のフィレその他の魚肉（生鮮、冷蔵、冷凍のもの）	
	魚介類（塩蔵、乾燥もの）	魚介類（塩蔵、乾燥、燻製）	
	その他の水産品	海草類、のり加工品、真珠、観賞魚類	

林産品	原木	原木	製材用丸太、足場用材、銘木原木
	製材	製材	板類、床板、杭
	樹脂類	樹脂類	生ゴム、天然樹脂、ラテックス
	木材チップ	木材チップ	木材チップ、木くず
	その他林産品	その他の林産品	果樹、樹木の根、枝、竹
	薪炭	薪	薪
木炭		木炭	木炭、黒炭、たどん、おがライト
化学工業品	化学薬品	硫酸	硫酸
		ソーダ	か性ソーダ、炭酸ソーダ
		その他の化学薬品	塩酸、アンモニア、アセチレンガス
	化学肥料	窒素原肥料	硫酸アンモニウム、尿素、硝酸ナトリウム
		りん酸原肥料	りん酸原肥料
		カリ原肥料	硫酸カリウム、塩化カリウム
		その他の化学肥料	化成肥料、石灰質肥料
	染料・塗料・合成樹脂・その他化学工業品	染料・顔料・塗料	合成染料、有機顔料、ラッカー、シンナー
		合成樹脂	合成樹脂及びその他のプラスチック
		動植物性油脂	精製ラード、オリーブ油、菜種油、マーガリン、化粧品
		他に分類されない化学工業品	医薬品、金属処理剤、家庭用合成洗剤、農業殺虫剤
	軽工業品	水	氷
特殊品	動植物性製造飼肥料	動植物性製造飼肥料	骨粉、大豆油かす、配合飼料
	輸送用容器	金属製輸送用容器	ドラムかん、貯蔵タンク、商品コンテナ
		その他の輸送用容器	パレット、木製容器、合成樹脂製容器、紙袋、ふた

別表第3（第4条関係）

補助対象経費等

補 助 対 象 経 費	補 助 率
<p>1 海上輸送及び航空輸送の範囲</p> <p>補助金の交付対象となる輸送の範囲は、屋久島町内に存する港湾、漁港又は空港（その周辺の倉庫を含む。以下「港湾等」という。）と本土の港湾等又は卸売市場との間の海上輸送又は航空輸送及びこれと一体的に行われる荷受け・保管・小運搬、荷揚げ等とする。</p> <p>2 ロ永良部島から屋久島への輸送の取扱い</p> <p>ロ永良部島からの農水産物は、本土への直接の輸送手段を持つ屋久島の卸売業者、製造業者その他の事業者で購入若しくは集約され、又は加工等されて、当該事業者から本土に移出される場合がある。こうしたロ永良部島から屋久島への輸送に要する経費についても、本土への移出の実績が取引書類等により確認できる場合には、交付対象経費に算入することができるものとする。</p> <p>3 戻し航走料等の取扱い</p> <p>自社のトラック又は専用コンテナ等を使用して農水産物を屋久島町から本土に輸送した際に、復路の車両航走料又は輸送費等を負担する必要がある場合には、当該経費を交付対象とすることができる。</p> <p>また、他の事業者へ委託して同様の輸送を行う際には、契約等に基づいて往路又は復路の車両航走料等を負担する必要がある場合に限り、当該経費を交付対象とする。</p>	<p>対象経費の8/10以内</p>